

下記の感染症にかかった場合は次の規則を守ってください

登校（園）停止期間の基準

- インフルエンザ ⇒ 発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児では3日）を経過するまで
- 新型コロナウイルス感染症 ⇒ 発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過するまで
- 百日咳 ⇒ 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻疹（はしか） ⇒ 解熱した後3日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ⇒ 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
- 風疹（三日ばしか） ⇒ 発疹が消失するまで
- 水痘（みずぼうそう） ⇒ すべての発疹が痂皮化するまで
- 咽頭結膜熱（プール熱） ⇒ 主要症状が消退した後2日を経過するまで
- 結核・髄膜炎菌性髄膜炎 ⇒ 感染のおそれなくなるまで
- 腸管出血性大腸菌感染症・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス
⇒ 感染のおそれなくなるまで
- 流行性角結膜炎（はやり目）・急性出血性結膜炎
⇒ 感染のおそれなくなるまで
- その他の感染症 ⇒ 感染のおそれなくなるまで

☆ 以上の病気にかかった児童・生徒が登校（園）する際は、所定の用紙（登校・登園許可証明書等）により、校（園）長の許可を得てください。

☆ 『その他の感染症』としては手足口病・ヘルパンギーナ・伝染性紅斑・溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症・带状疱疹・突発性発疹・流行性嘔吐下痢症などがあるが、調布市医師会小児科医会では、医学的見地より、他の児童・生徒への感染予防の目的のためには通常は登校（園）を禁止する必要はないと考えている。